

野菜苗を出荷される方へ 「登録品種」表示の義務化について

日頃は当会の運営に格別のご協力を賜り深く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月1日付で種苗法が一部改正され、登録品種の種苗を販売する際に「登録品種である旨」の表示が必要となりました。

この対応としまして、今年度より、野菜苗の出荷予定者の方には、出荷計画を事前に提出して頂き、当局で登録品種であるかどうかの確認をさせて頂きます。

つきましては、別紙の「野菜苗出荷計画表」を記載し、所属のJA支所に提出して頂きますよう宜しくお願ひ申し上げます。

◆登録品種表示義務への対応について

1) 今年度中にJA直売所に出荷される予定の野菜品目・品種について、別紙「令和4年度 野菜苗出荷計画表」に記載し、所属JA支所に提出して下さい。 ◎提出期限：令和4年3月10日（木）

2) 当局で出荷計画表をもとに皆様の出荷予定品種が登録品種であるかどうかを確認させて頂きます。

3) 出荷予定品種が登録品種であった場合は、出荷前（3月中）に出荷者にお知らせします。

右図のように「登録品種」ラベルをバーコードラベル（値札ラベル）の上部に貼り出荷して下さい。

※「登録品種」ラベルは、JAグリーンひみバックヤードの整理棚に入っています。

※裏面に続きます



4) イモ苗（サツマイモの茎、里芋、長芋の種芋等）、イチゴ苗など栄養繁殖性種苗については、その品種が登録品種であった場合、育苗者の許諾を得る必要があります。

役員会にて許諾手続きをとるかを協議・決定し、その結果を出荷者（3月予定）に出荷者にお知らせします。

※主な登録品種 かんしょ・・・べにはるか、シルクスイート
いちご・・・紅ほっぺ、よつぼし、すずあかね

◆購入者への周知について

野菜苗の購入者に対しては、店頭に登録品種を自己増殖し他人に譲渡することが出来ない旨の掲示を行う予定です。

◆主な登録品種について

県内で栽培されている主な登録品種については、別紙「富山県で主に栽培されている品種」を参照願います。

また、タキイ、サカタ種苗が開発した野菜品種における登録品種については、以下のものがあります（一部紹介）。

タキイ種苗・・中玉トマト（フルティカ）、ミニトマト（オレンジ千果、CFココ）等
サカタ種苗・カボチャ（コリンキー）、トマト（パルト）、トウガラシ（セニヨリータ）等

本来ならば、出荷者（販売者）自身が登録品種であるかどうかを確認し対応して頂くべきですが、登録情報の取得が困難な方もおられると予想し、当局で実施することとなりました。ご理解・ご協力をお願い致します。

お問合せ：JA 氷見市営農販売課 担当：濱下 TEL:74-8861

いきいき直売の会 令和4年度 野菜苗出荷計画表

提出日	令和4年 月 日
-----	----------

※10品目を超える場合は、裏面に記載して下さい。

所属支所	支所	氏名	
------	----	----	--

品目	品種	規格	種苗の入手区分	接木・自根の区分 (ナス科・ウリ科のみ)	出荷予定数量	出荷予定期間
トマト	アイコ	ポット苗	購入種子	接木苗	300ポット	4/20頃 ~ 5/10頃
ナス	千両2号	ポット苗	購入種子	自根苗	200ポット	4/20頃 ~ 5/15頃
白ネギ	羽緑	袋(50本入り)	購入種子		300袋	5/1頃 ~ 6/5頃
いちご	宝交早生	ポット苗	自家増殖		500ポット	10/5頃 ~ 10/30頃
1						~
2						~
3						~
4						~
5						~
6						~
7						~
8						~
9						~
10						~

品目	品種	規格	種苗の入手方法	接木・自根の区分 (ナス科・ウリ科のみ)	出荷予定数量	出荷予定期間
11						~
12						~
13						~
14						~
15						~
16						~
17						~
18						~
19						~
20						~
21						
22						
23						
24						
25						
26						~
27						~
28						~

種苗を販売する事業者の皆さまへ

種苗法改正により登録品種の表示が義務化されます

努力義務であった「登録品種である旨」の表示、法改正で新たに設けられた輸出の制限及び栽培地域の制限がある場合の表示が、令和3年4月1日から法的義務となり、違反者には10万円以下の過料が課せられる場合があります。

登録品種であることの義務表示

種苗の譲渡（販売）時に①～③の表示のいずれかを、種苗又はその種苗の包装に付す必要があります。店頭にまとめて掲示する方法は認められません。

① 「登録品種」の文字

② 「品種登録」の文字 及び その品種登録の番号

③ PVPマーク（「PVP」、「PVP + よこフリーカー」）

種苗法の登録品種（登録出願中）を表示するマーク

※登録品種（過去に登録品種であった場合も含む）を譲渡（販売）時の登録品種名の使用義務は現在と同様に今後も変更ありません。

義務表示の例

品種名：ノウリンイエロー
登録品種

品種名：ノウリンイエロー（この品種は品種登録されています）
品種登録番号:999999

品種名：ノウリンイエロー **PVP**

この種子は登録品種です（令和3年7月14日まで）
品種名：ノウリンイエロー

※現在パブリックコメントを実施中（R3.1.15～2.13）の農林水産省令改正案に基づく表示例

輸出の制限、国内栽培地域の制限の義務表示

育成者権者が海外持ち出し禁止や国内栽培地域を制限といった利用条件を付した場合、登録品種であることの表示と共に、その条件を表示する必要があります。

【例：海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照）など】
※表示する利用条件はあらかじめ育成者権者に内容をご確認下さい

販売の際の種苗・包装、販売のための広告の際の表示義務

種苗の譲渡時だけでなく、店頭販売する際の種苗又は種苗の包装、また、種苗のカタログやカタログを兼ねた注文票等、インターネットサイト販売時等にも必要事項の適切な表示が義務化されます。

詳細については以下連絡先までお問い合わせ下さい

2 主な登録品種

農水省 HP 種苗法の改正について <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/shubyoho.html> から引用

19 富山県で主に栽培されている品種

品目		一般品種	登録品種
穀物	稻	コシヒカリ、ミルキークイーン、日本晴、みつひかり 2003、みつひかり 2005 新大正糯、とみちから、らいちょうもち	コシヒカリ富山 BL*、てんたかく 81(出願中)、てんこもり、 富富富、つくば SD2 号、あきだわら、ゆうだい 21、
	大麦	あまぎ二条	ファイバースノウ
	大豆	オオツル	えんれいのそら、シュウレイ
	いも類	ばれいしょ かんしょ	べにはるか、シルクスイート(HE306)
果樹	ウンシュウミカン	宮川早生	
	リンゴ	ふじ、秋映、宮美ふじ、王林	シナノゴールド
	ブドウ	巨峰、バッファロー、ピオーネ、藤稔	シャインマスカット
	ナシ	幸水、豊水、新高、新興	あきづき
	モモ	あかつき、川中島白桃、長沢白鳳、よしひめ	なつっこ

*コシヒカリ富山 BL1号、コシヒカリ富山 BL2号、コシヒカリ富山 BL3号、コシヒカリ富山 BL4号、コシヒカリ富山 BL6号を含む

- ・一般品種、登録品種とともに主な品種のみを掲載しています。掲載されていない一般品種、登録品種が流通している場合がありますので御注意下さい。
- ・掲載している品種の登録状況は令和2年12月末時点のものとなりますので、必要に応じて最新の登録状況を御確認の上ご利用ください。品種の最新の登録状況は農林水産省品種登録データ検索システム(<http://www.hinshu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>)から検索できます。
- ・御不明な点は、農林水産省食料産業局知的財産課種苗室企画班(電話:03-6738-6443(直通))までお問い合わせ下さい。
- ・登録品種欄の文字色の違いは次の通り ①富山県の開発品種(赤)、②農研機構の開発品種(青)、③他の都道府県の開発品種(緑)、④その他(黒)

(補足1) かんしょの「シルクスイート」は、商標であって品種名でない。登録品種名は「HE306」

(補足2) いちごの一般品種、登録品種

	一般品種	登録品種
いちご	宝交早生 章姫 とちおとめ	紅ほっぺ よつぼし すずあかね

お役立ち情報サイト

種苗法の改正について

【農林水産省】

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/shubyoho.html>

種苗法の改正の背景、改正の内容などを掲載しています。

担当：知的財産課 種苗室 種苗企画班 TEL：03-6738-6443



新規品種登録制度による品種登録の手順や登録料金等の情報も掲載されています。

品種登録ホームページ

【農林水産省】

<http://www.hinshu2.maff.go.jp/index.html>

品種登録に関する情報が掲載されています。

担当：知的財産課 種苗室 種苗企画班 TEL：03-6738-6443



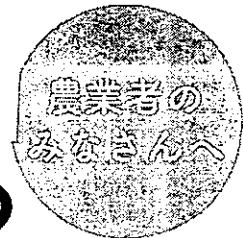
【お問合せ先】

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

代表機関 JATAFF（公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会）

TEL：03(3586)8644 Mail : st-pgr@jataff.or.jp

※裏面もご覧ください



品種の持つ 力を活かす

種苗法改正のポイント



優れた新品種は、日本の食と農を支え、
海外に市場を広げる底力です。

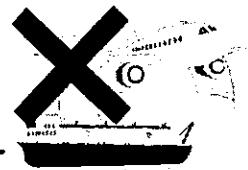


新たな品種を開発し、種苗法で登録された品種（登録品種）には、育成者権（知的財産権の一つ）があります。在来品種や登録品種の権利期間が終了した一般品種は誰もが自由に利用することができます。

海外への種苗の持ち出し

✓ 海外への持ち出しに注意

海外持出禁止との条件が定められている場合は、この様な種苗の海外への持ち出しが法令違反になります（令和3年4月1日から種苗への表示が義務づけられています）。



✓ 栽培地域が限定された品種もあります

登録品種には、海外持出禁止や栽培地域の限定などの条件を付けることが可能になりました（令和3年4月1日出願品種から適用）。

表示の確認

✓ 表示を確認しましょう

登録品種の種苗には、「登録品種」などの表示があります（令和3年4月1日から義務化）。種苗を購入する際は、表示を確認しましょう。

✓ 利用条件にも注意

国内栽培地域の限定など条件が有る場合がありますので、種苗への表示を確認しましょう。



種苗法が改正されました



種苗を増殖する場合の注意

✓ 増殖には許諾が必要です

令和4年4月1日から登録品種の収穫物の一部を自分の種苗として使うことにも、育成者の許諾が必要になります（育成者が認めていれば増殖できます）。

※改正前の種苗法で自家増殖とされている行為

✓ 増殖した種苗の販売や譲渡には許諾が必要です

増殖した登録品種の種苗はこれからも今までと同様に許諾なしには譲渡や販売はできません。

✓ 簡易な許諾方法

育成者が認めていれば、団体を通じた簡易な許諾手続きも可能です。

